

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

運営主体	株式会社 ゆりかご
代表者	代表取締役 脇 健仁
所在地	茨城県水戸市飯富町3467-1
電話番号	029-229-7562
ホームページURL	https://www.yurikago-kaigo.com/

2. 事業所の概要

事業所名	ゆりかごピア☆サポート
管理者	脇 幸子
所在地	茨城県水戸市飯富町3467-1
電話番号	029-229-7562
FAX 番号	029-229-7092
指定事業所番号/ 開始年月	指定特定相談支援事業所 0830101630 / 平成26年1月 指定障害児相談支援事業所 0870100377 / 平成26年1月

3. 事業実施地域

水戸市北部圏域：石川・国田・飯富・赤塚・五中・双葉台中学校区

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日，年末年始を除く）
受付時間	（月）・（金） 9時～17時 （火）・（水）・（木） 10時～17時
サービス提供時間	同上。但し，希望がある場合は可能な限り対応。

5. 職員体制

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	0名	1名	事業所における管理業務
相談支援専門員	2名	2名	相談支援業務

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス

① サービス利用支援

契約書 第3条もしくは第5条に記載のサービスを行った場合に、機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)または機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)を算定します。

② 継続サービス利用支援

契約書 第4条に記載のサービスを行った場合に、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)または機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)を算定します。

③ 各種加算

当事業所は算定基準である研修を修了した相談支援専門員を配置し、法令で定める条件を満たしているため行動障害支援体制加算(Ⅰ)、精神障害者支援体制加算(Ⅰ)及び主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)を算定します。

また、法で定める条件を満たした場合、下記の加算を算定します。

- ・初回加算
- ・集中支援加算
- ・入院時情報連携加算
- ・退院・退所加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算
- ・医療・保育・教育機関等連携加算
- ・サービス担当者会議実施加算
- ・サービス提供時モニタリング加算

(2) 利用料金

① サービス利用料金

サービス利用料金については、契約書 第7条に記載の通りです。なお、当事業所が所在する水戸市の地域区分は5級地であり、単価は10.60円/単位での計算となります。

② 交通費

契約書 第7条2項に記載の交通費実費相当額については、20円/kmで計算し、有料道路使用料金、有料駐車場料金等を含め、契約書 第7条3項に記載の方法で請求となります。

③ お支払い方法

利用者は次のうち、いずれかの方法で事業者を利用料を支払います。

- ・現金払い
- ・銀行振込

振込先： 常陽銀行 渡里支店 普通 1326759

株式会社ゆりかご 代表取締役 脇 健仁

カ) ユリカゴ ダイヒョウトリシマリヤク ワキ タケヒト

なお、手数料は利用者の負担とします。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供開始時に、担当の相談員を決定します。

担当の相談員が交替する場合は、予め利用者等に説明するとともに、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者等から特定の相談員を指名することはできませんが、相談員についてお気づきの点やご要望がありましたらご相談ください。

8. 記録や情報の管理、開示

当事業所では、個人情報保護の方針に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

記録の保存期間は、契約終了の日より5年間です。また、閲覧・開示の受付時間は上記 4. の受付時間内とします。

9. 緊急時の対応

事業所はサービス提供にあたり、事故、利用者の体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき主治医、救急機関等に連絡します。

10. 損害賠償保険への加入

引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の名称	事業活動総合保険

11. 苦情等の受付窓口

苦情等の窓口 (法人窓口)	福島 順一 (相談支援専門員) 受付時間 上記 4. の受付時間内で受付 電話 029-229-7562
------------------	--

その他、下記機関においても相談及び苦情を受け付けています。

水戸市	福祉部 障害福祉課 電話 029-232-9173
-----	------------------------------

12. 虐待の防止

事業者は、虐待に関する責任者を定め、成年後見制度の利用支援や従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施に努めます。

担当責任者： 福島 順一 (相談支援専門員)

13. 個人情報

利用者等は、相談支援サービスを利用するにあたり、次の(2)に定める個人情報の提供及び収集について、(3)の条件を付して同意するものとします。

(1) 定義

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

(2) 提供及び収集

- ① 利用者の心身の状況、置かれている環境や家族の状況等の情報を、必要最小限の範囲内で、相談員がサービス等利用計画の作成のために福祉サービス等の担当者を招集して行う会議（サービス担当者会議）の場等において提供すること。
- ② サービス等利用計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、認定審査会における審査判定結果・意見及び主治医意見書に関する情報を市町村より収集すること。
- ③ 相談支援専門員が実施するアセスメントを行うにあたり、関係機関から情報を収集すること。

(3) 条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、相談支援サービスに関わる目的以外には使用及び提供しないこと。
- ② 事業者は、正当な理由がない限り、業務上知り得た個人情報を漏らさないこと。
- ③ 相談員は、退職した後も、在職中知り得た個人情報を漏らさないこと。
- ④ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録するとともに、当該経過等を安全に保管すること。

(以下余白)